

犯罪被害給付制度

被害者が重傷病になった場合

被害者に障害が残った場合

被害者が死亡した場合

重傷病給付金

重傷病(加療1か月以上、かつ、3日以上
上の入院(精神疾患については、3日
以上労務に服することができない程度
の症状))になった場合、医療費の自己
負担相当額を1年を限度として支給

遺族給付金

※ 被害者が死亡前に療養を要した
場合、療養についての被害者負担額も
支給

支給額(最高額～最低額)
1,573万円～320万円

障害給付金

1級～14級に支給
支給額(最高額～最低額)
1,849.2万円～18万円

被害者本人

被害者本人

遺族

都道府県	名称	設立(年月)	法人	相談電話	受付日時	備考
北海道	(社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (北海道被害者相談室)	9.5	(S45.10)	011-232-8740	月～金 10時～16時	指定H19.3.30
	オホーツク被害者相談室	9.11	—	0157-25-1137	月～金 9時30分～16時	
東北	青森	※19.9予定				
	岩手	いわて被害者支援センター	13.10	—	019-621-3751	火、木、金 14時～18時
	宮城	(社)みやぎ被害者支援センター	12.4	15.3	022-301-7830	火、水、木、金 10時～16時 指定H16.4.1 認定H17.10.12
	秋田	(社)秋田被害者支援センター	13.4	15.8	018-832-8010	月～金 10時～16時 指定H17.4.1
	山形	(社)被害者支援センターやまがた	16.5	19.4	023-642-7830	火、木、第一土 10時～16時
	福島	※19.7予定				
関東	茨城	(社)いばらき被害者支援センター	7.7	13.11	029-232-2736	月～金 10時～16時 指定H14.12.9
	栃木	(社)被害者支援センターとちぎ	17.3	17.6	028-643-3940	月～金 10時～16時
	群馬	(N)被害者支援ネットすてつぐんま	10.7	16.4	027-231-9991	月～金 10時～15時
	埼玉	(社)埼玉犯罪被害者援助センター	14.2	16.4	048-834-8080	月～金 10時～16時 指定H17.4.1
	千葉	(社)千葉犯罪被害者支援センター	16.2	18.4	043-221-3010	月～金 10時～16時
	東京都	(社)被害者支援都民センター	4.3	12.4	03-5287-3336	月、木、金 9時30分～17時30分 火、水 9時30分～19時 指定H14.5.24 認定H14.11.28
	神奈川	(N)神奈川被害者支援センター	13.5	14.10	045-440-0212	月、水、土 10時～16時
	新潟	(N)にいがた被害者支援センター	18.2	18.8	025-281-7870	月、水、金 13時～16時
	山梨	(社)被害者支援センターやまなし	18.10	19.1	055-228-8622	月～金 10時～16時
	長野	(N)長野犯罪被害者支援センター ・長野相談室 ・中信地区相談室 ・飯田相談室	11.5 16.7 16.7	15.6	026-233-7830 0263-73-0783 0265-53-0783	月～金 10時～16時 第2・第4金 10時～19時 転送電話により、いずれかの相談室で受理できる
	静岡	(N)静岡犯罪被害者支援センター	10.5	13.7	054-209-5533	月～金 10時～16時
中部	富山	とやま被害者支援センター	18.9	—	076-413-7830	月～金 10時～16時
	石川	(N)石川被害者サポートセンター	9.3	15.11	076-234-7830	火、木 18時～21時 水、金、土 12時～18時
	福井	(N)福井被害者支援センター	13.11	14.2	0776-32-5111	火 15時～19時 土 13時～19時
	岐阜	ぎふ犯罪被害者支援センター	16.6	—	058-268-8700	月～金 13時～16時
	愛知	(社)被害者サポートセンターあいち	10.2	10.2	052-232-7830	月～金 10時～16時 指定H16.3.26 認定H18.2.17
	三重	(社)みえ犯罪被害者総合支援センター	17.10	18.3	059-221-7830	月～金 10時～16時 指定H19.4.2
近畿	滋賀	(N)おうみ犯罪被害者支援センター	12.6	13.10	077-514-1650	日、水、金 13時～17時 土 10時～17時
	京都	(社)京都犯罪被害者支援センター	10.5	12.4	075-451-7830 0120-60-7830	月～金 13時～18時 指定H15.10.17 認定H17.1.25
	大阪	(N)大阪被害者支援アドボカシーセンター	8.4	14.2	06-6774-6365	月～金 10時～16時
	兵庫	(N)ひょうご被害者支援センター	14.1	14.6	078-367-7833	火、土 10時～16時
	奈良	(社)なら犯罪被害者支援センター	13.9	19.3	0742-24-0783	年中 10時～15時
	和歌山	(N)紀の国被害者支援センター	9.5	13.12	073-427-1000	月～金 13時～16時 木は別に 18時～21時
中国	鳥取					
	島根	島根犯罪被害者相談室	13.10	—	0120-556-491	月～金 9時～17時
	岡山	(社)被害者サポートセンターおかやま	15.11	18.1	086-223-5562	火～土 13時～16時
	広島	(社)広島被害者支援センター	16.2	17.6	082-544-1110	月、水、木、土 10時～16時
	山口	(N)被害者支援センターハートラインやまぐち	12.10	18.3	083-974-5115	火 10時～13時 木 18時～21時
四国	徳島					
	香川	被害者支援センターかがわ	15.4	—	087-823-1733	月～金 13時～16時
	愛媛	(N)被害者こころの支援センターえひめ	13.3	14.6	089-905-0150	木、土 10時～16時
	高知	こうち被害者支援センター	19.3		088-854-7867	月～金 10時～16時
九州	福岡	(N)福岡犯罪被害者支援センター	12.4	14.11	092-738-1550	月 19時～21時 土 13時～16時
	佐賀	(N)被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	12.4	14.5	0952-41-2535	月、火、木、金 10時～17時 水 13時～17時
	長崎	(N)長崎被害者支援センター	15.3	15.6	095-820-4977	火、土 13時～16時
	熊本	(社)熊本犯罪被害者支援センター	15.3	15.4	096-386-1033	月～金 10時～16時 指定H17.4.1 認定H17.11.28
	大分	(社)大分被害者支援センター	15.7	18.9	097-532-7711	火、木 19時～21時 月～金 12時～16時
	宮崎	(社)宮崎犯罪被害者支援センター	16.2	16.3	0985-38-7830	月～金 10時～16時 指定H17.11.17 認定H19.2.5
	鹿児島	(社)かごしま犯罪被害者支援センター	17.3	18.3	099-226-8341	火～土 10時～16時
	沖縄	(社)沖縄被害者支援ゆいセンター	14.4	16.3	098-866-7830	月～金 10時～16時
合計		44	37			指定～11、認定～6

※ 備考～指定：犯罪被害者等早期援助団体の指定年月日、認定：特定公益増進法人の認定年月日、N：特定非営利活動法人

警察と関係機関・団体等 とのネットワーク

資料3

警 察

被害者支援連絡協議会

関係機関

- 県民生活課、生活文化課、安全・安心まちづくり推進課
 - 教育委員会
 - 婦人相談所、児童相談所
 - 福祉事務所
 - 地方検察庁、弁護士会、保護観察所
 - 医師会(精神科、産婦人科)
 - 臨床心理士会、精神保健福祉センター
 - 暴力追放運動推進センター、交通安全協会
 - 経済界
 - 報道機関
- 等

民間被害者支援団体

犯罪被害者等基本計画（平成17年12月26日閣議決定）

V 重点課題に係る具体的施策第

第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(6) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携が図られ、総合的な被害者支援が実施されるよう努めていく。

【警察庁】

犯罪被害者支援条例等の制定状況

資料4

平成19年5月現在

都道府県		条例名等	内訳	施行年月日
北海道		北海道犯罪被害者等支援基本計画	○	平成19年3月8日
東北	青森			
	岩手	岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	◇	平成18年4月1日
	宮城	宮城県犯罪被害者支援条例	○	平成16年4月1日
		宮城県犯罪被害者等支援推進計画	○	平成17年2月21日
	秋田	秋田県犯罪被害者等支援基本計画	○	平成18年4月1日
	山形			
	福島			
関東	茨城	茨城県安全なまちづくり条例	◇	平成15年4月1日
	栃木	栃木県安全で安心なまちづくり条例	◇	平成17年4月1日
	群馬			
	埼玉	埼玉県防犯のまちづくり推進条例	◇	平成16年7月1日
	千葉	千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例	◇	平成16年10月1日
		被害者等に対する支援に関する指針	○	平成16年11月12日
	東京都			
	神奈川	神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり条例	◇	平成16年12月24日
	新潟	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	◇	平成17年7月22日
	山梨			
	長野			
	静岡			
中部	富山			
	石川			
	福井			
	岐阜			
	愛知	愛知県安全なまちづくり条例	◇	平成16年4月1日
	三重			
近畿	滋賀			
	京都	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例	◇	平成16年12月24日
		京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり(犯罪被害者等の支援の充実)アクションプラン	◇	平成18年12月26日
	大阪	大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針	○	平成18年12月21日
	兵庫	地域安全まちづくり条例	◇	平成18年4月1日
		地域安全まちづくり推進計画	◇	平成18年4月1日
	奈良			
中国	和歌山	和歌山県安全・安心まちづくり条例	◇	平成18年4月1日
	鳥取			
	島根	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	◇	平成18年7月14日
		島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画	◇	平成18年12月28日
	岡山			
四国	広島			
	山口			
	徳島			
	香川	香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例	◇	平成17年10月11日
	愛媛			
九州	高知			
	福岡			
	佐賀			
	長崎			
	熊本			
	大分			
	宮崎			
	鹿児島			
沖縄	ちゅらうちなー安全なまちづくり条例	◇	平成16年4月1日	
	犯罪被害者等の支援に関する指針	○	平成16年4月1日	
合計		18道府県（○…7 ◇…17 計24）		

○ … 犯罪被害者支援施策のための単独の条例・計画等【都道府県単位】

◇ … 安全・安心まちづくり条例・計画に犯罪被害者支援施策の規定が盛り込まれている条例・計画【都道府県単位】